

3 基本方針

基本理念を実現するために、次の4項目を基本方針とし、施策を総合的に推進します。

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

妊産婦や乳幼児、その家庭の状況に応じて、妊娠期から出産期、子育て期まで切れ目なく、健康と子育ての両面から継続的・包括的な支援を行うことで、すべての子どもにとって良好な生育環境の実現を図ります。

また、子どもの保護者が男女とも、仕事と子育ての両立が実現でき、子育ての喜びと自己の成長を実感し、人生を豊かに送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

すべての子どもが、ひとりひとりの特性を成長の源泉として、自らの個性を育むとともに成長段階に応じた社会性を身につけられるよう「子育て」の視点に立って、教育・保育の環境づくりを推進します。

また、配慮が必要な子どもに対しては、保護者や事業所等だけでなく地域ぐるみで、障害の理解や支援スキルの向上を図り、ひとりひとりの状況に応じた適切な対応や支援ができる環境をつくりまします。

基本方針3 地域で子育てを支える

子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点に立ち、子どもが育つ身近な地域で、保護者と子どもが見守られつつ、必要な支援が受けられるような地域社会と安全・安心の地域環境づくりを進めます。

また、地域のなかで多様な人材や活動の連携を推進して、地域の教育力の向上に取り組みまします。

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

家族関係や経済状況等の置かれた環境等において特に配慮が必要な子どもや保護者に対しては、寄り添い型の継続的な支援を実施まします。子どもの最善の利益を考慮するとともに、適切な保護者支援を行うことで、家庭の養育力の向上を図ります。